

【児童手当制度改正 手続き(必要・不要)確認フロー】

和気町から児童手当(特例給付)を受けていますか？

はい

いいえ

高校生年代（H18.4.2 生～H21.4.1 生）のお子さんがいますか？

2人以上でお子さんを養育している場合、所得の高い方の職業は公務員ですか？

はい

はい

いいえ

高校生年代のお子さんは 算定児童※として認定されていますか？

勤務先にお問い合わせください。

はい

いいえ

いいえ・分からない

H14.4.2 生～H18.4.1 生のお子さんがいて、その子を含めて3人以上のお子さんがいますか？

所得の高い方の住民登録地（住民票がある住所）は和気町ですか？

はい

所得の高い方の住民登録地にお問い合わせください。

いいえ

手続きは不要です

H14.4.2 生～H18.4.1 生のお子さんがいて、その子を含めて3人以上のお子さんがいますか？

H14.4.2 生～H18.4.1 生のお子さんがいて、その子を含めて3人以上のお子さんがいますか？

はい

いいえ

H14.4.2 生～H18.4.1 生のお子さんの経済的負担（学費や生活費等）はありますか？

H14.4.2 生～H18.4.1 生のお子さんの経済的負担（学費や生活費等）はありますか？

はい

はい

いいえ

「額改定認定請求書」を提出してください。

「額改定認定請求書」「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

「認定請求書」「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

「認定請求書」を提出してください。

※算定児童とは...児童手当の支給対象ではないが、児童数にカウントする子のこと。制度改正前は、高校生年代が対象。

中学校卒業まで和気町から児童手当を受けていて、現在、和気町内で児童手当受給者とお子さんが同一世帯の場合、原則、認定されています。